

【様式8】

令和 5年 月 日

泉佐野市長 様

<本店>代表者所在地	
フ リ ガ ナ	
商 号 又 は 名 称	
フ リ ガ ナ	
代 表 者 名	実印 <本店>
生 年 月 日	年 月 日生

誓 約 書

私は、泉佐野市が、泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業に係る公募型プロポーザルにより暴力団を利用することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知した上で、入札参加資格登録審査申請及び公共工事等を受注するに際して、次に掲げる事項を誓約します。

この誓約に違反又は虚偽があったことにより、当方が不利益を被ったとしても、一切異議は申し立てません。

- 1 私又は私の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 条例第2条第1号から第3号までに規定する者
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 2 私は、1. の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）を下請負人等とはしません。
- 3 私が使用する下請負人等が、暴力団等であると知ったときは、当該下請負契約等を解除します。
- 4 私は、泉佐野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 私は、本誓約書及び役員名簿等が泉佐野市から大阪府警察泉佐野警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 6 私が本誓約書に違反した場合には、条例及び泉佐野市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、泉佐野市ホームページ等においてその旨が公表されることに同意します。
- 7 私が条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を泉佐野市に提出します。
- 8 私又は下請負人等が暴力団等から不当介入等を受けた場合は、泉佐野市に報告し、所轄警察署に届出します。

○泉佐野市暴力団排除条例（抜粋）

(参考)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○泉佐野市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 次に掲げる者（アに掲げる者については、事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のある事業者
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第4号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者